

燕市内の建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針

令和5年3月3日

この基本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下、「法」という。)第12条第1項の規定及び新潟県が定めた「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」(令和4年1月7日最終改正)に基づき、燕市が整備する建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、公共建築物等における木材の利用の目標、その他木材の利用の促進に関する必要な事項を定めるものである。

(木材の利用の促進の意義)

第1 公共建築物等における県産材の利用を促進することにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化防止へ貢献するなど、森林の有する公益的な機能の発揮や、再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、市民の安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、民間の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。また、林業・木材産業の健全な発展を図り、適正な森林整備の促進に資するものである。

(用語の定義)

第2 この基本方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1)「市有施設」とは、市が事業主体となり整備する公共建築物(法第2条第1項に規定する建築物をいう。以下同じ。)及び工作物をいう。

(2)「木造化」とは、建築物の新築・増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部及び建築物に付帯する工作物等に木材を利用することをいう。

(3)「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(4)「県産材」とは、新潟県が定めた「公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」によるものとする。

(建築物における木材の利用の基本的方向)

第3 第1の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第3条に規定する基本理念を踏まえ、市は、建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第4 市は、法第5条の趣旨を踏まえ、市有施設の整備において木材の積極的な利用を推進するとともに、木造化及び内装等の木質化にあたっては、可能な限り県産材の利用に努めるものとする。

(市有施設における木材の利用の目標)

第5 市有施設の建築、増築又は改築においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえても、なお木造化の計画が困難である場合、また、施設の設置基準、施設の用途、安全性、緊急性を考慮して木造化が適当でないと認められる場合を除き、木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を推進する。

なお、その際、木造と非木造の混構造(部材単位の木造化を含む。)とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進する。建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物は、次の各号に掲げるものを除き、木造化を推進する。

(1)建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。

(2)燕市地域防災計画で建築物等災害予防計画に位置付けられた施設で、木造化することが困難な施設。

(3)施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。

(4)その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築、増築又は改築若しくは改修に当たっては、構造耐力上主要な部分が木造、非木造に関わらず、直接又は間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り推進する。

3 木造化及び内装等の木質化の実施に当たっては、県産材の利用に努める。

4 木材の利用に取り組むべき範囲

公共建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料、備品(机、椅子、書棚等)や消耗品(文具類等)等の各種製品の原材料としての木材の利用も併せて行う。

上記1から4に示す、市が取り組むべき木材の利用に関する基準は、別に取組方針を定めることができる。

(関係団体等に対する市の取り組み)

第6 市は、市関係団体等が行う公共建築物(法第2条第2項に規定する建築物をいう。)の整備について、この基本方針の木材の利用の促進の意義を踏まえて、積極的な県産材の利用を働きかける。

2 市は、林業関係者等に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう働きかける。

(その他)

第7 市は市有施設における木材の利用の促進の意義等について、市民への周知に努める。

2 市有施設の管理者等は、市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造施設等の周知に努める。

3 市は、事業者等が建築物において木材を利用するにあたり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)の趣旨を踏まえたものとし、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう、事業者等に働きかけ、その理解と協力を得るよう努める。

この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。